

厚木市心身障害者福祉手当支給条例の一部改正の骨子 ～ 手当支給対象者の変更に係る改正～

1 条例改正の趣旨

平成 24 年度に市民による「厚木市福祉サービス見直し検討委員会」を設置し、高齢者及び障がい者に対する福祉サービス事業の見直しの方向性について検討を行い、市が「福祉サービス事業の見直しに係る基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき段階的に見直しを進めており、高齢者バス割引乗車券購入助成事業や敬老祝金、ねたきり等家族慰労金などの事業の見直しを行ってまいりました。

更なる超高齢社会に向け、今後も必要な福祉サービス事業を持続的かつ安定的に提供していくことができるよう、厚木市心身障害者福祉手当についても基本方針に基づき見直しを行うものです。

2 改正理由及び内容

障害者手帳所持者が毎年増加していることから、手当の支給対象者及び支給総額も増加しており、現行制度のままで継続するには、多額の財源が必要になります。また、個人に給付する事業から、必要な障害福祉サービスを提供し続けられるようにするための財源を確保する必要があります。

(1) 対象者

次に該当する方は、手当の支給対象外とするものです。

ア 市民税が課税されている方（所得制限の設定）

令和 2 年度の所得状況調査では年間所得が数千万円に達する該当者もあり、限られた財源の中では、真に支給を必要とする方に限定し、経済的な公平性を図るため所得制限を設定するものです。

イ 施設に入所している方

障害福祉サービスはサービス量にかかわらず、所得に応じて自己負担額の負担上限額が設定され、それ以上の負担は生じない制度になっています。

さらに、施設入所者の食費や居住に要する費用(食費・光熱水費)については、低所得者に係る負担を軽減するため、食費・光熱水費の実費負担をしても手元にお金が残るように、収入に応じた減免措置(補足給付)が行われるため対象外とするものです。

ウ 国、県手当を受給している方

市の手当は、障がい者のサービスがほとんどない時代の昭和 48 年に創設された独自の手当で、市の手当を受給されている方の中には、国及び県の手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、神奈川県在宅重度障害者等手当)を重複して受給されている方がいられます。

現在では国の法整備が進み、福祉サービスも拡充してきています。厚木市福祉サービス見直し検討委員会における、『限られた財源の中で、必要なサービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、国及び県の手当を重複して受給されている方は対象外にするということが必要である。』という御意見から対象外とするものです。

(2) 手当額

ア 改正前

区 分		在宅の方	施設入所中の方
(ア)	身体障害者手帳 1 級・ 2 級	年額 36,000円	年額 28,000円
	身体障害者手帳 3 級・ 4 級	年額 26,000円	年額 18,000円
(イ)	知能指数50以下	年額 36,000円	年額 34,000円
	知能指数51から75以下	年額 26,000円	年額 26,000円
(ウ)	精神障害者保健福祉手帳 1 級	年額 36,000円	年額 34,000円
	精神障害者保健福祉手帳 2 級	年額 26,000円	年額 26,000円

イ 改正後

区 分		在宅の方
(ア)	身体障害者手帳 1 級・ 2 級	年額 36,000円
	身体障害者手帳 3 級・ 4 級	年額 26,000円
(イ)	知能指数50以下	年額 36,000円
	知能指数51から75以下	年額 26,000円
(ウ)	精神障害者保健福祉手帳 1 級	年額 36,000円
	精神障害者保健福祉手帳 2 級	年額 26,000円

市民税課税者、国・県手当受給者は、支給対象外とする。

3 施行日について

令和4年4月1日(予定)